

社会保障審議会 介護保険部会（第51回）	齋藤訓子委員
平成25年10月30日	提出資料

平成25年10月30日

社会保障審議会介護保険部会
部会長 山崎 泰彦 殿

介護保険制度改正に関する意見書

社会保障審議会介護保険部会
委員 齋藤 訓子
(日本看護協会常任理事)

1. 特別養護老人ホームの重点化について

特別養護老人ホームについては、在宅生活の困難な中重度者対応に重点化していく方向性を支持します。一方、軽度者の入所については、他のサービス利用の選択肢を勘案した上で、特例的に入居を認める判断もあって然るべきだと考えます。

今後、特養では、医療ニーズの高い入居者への対応とともに、施設内での「看取り」対応が求められます。夜間・緊急時の看護体制や、外部からの医療サービスの導入について、現在厚生労働省で実施されている調査研究事業等の結果をふまえ、検討を始めるべきと考えます。

また、重度者対応や看取りに取り組み、「終の棲家」としての役割を果たすためには、特養の施設長や管理者が介護・医療に関する十分な知識を備え、業務を統括することが必要です。施設長や管理者の要件における専門性の評価や、定期的な研修の導入について、今後検討していく必要があります。

2. 地域包括支援センターの機能強化について

地域包括支援センターについては、現状の業務量および今後求められる役割の多様さを鑑み、基幹型あるいは機能強化型センターの整備等を進め、センター間の役割分担と連携強化を図る必要があります。同時に、センターの業務量に見合う人員体制の強化が大きな課題です。

現状では予防給付のケアマネジメントの負担が大きく、また、保健師等の専門職の配置の少なさに比べて全体の業務量が過重であり、地域包括支援の活動が十分展開できる体制にありません。

設置責任主体である市町村は、地域包括支援センターを統括・支援する担当部署を明確にし、センター間の役割分担やIT化等により業務の効率化を図るとともに、業務量に応じた人員体制の強化を図ること。市町村が地域の実状に応じた地域支援事業を展開できるよう、国においては十分な財政措置を講じる必要があります。

また、地域包括支援センターの専門職は、少人数の配置であるため職場を長期間離れることが難しく、外部研修の受講機会に恵まれていません。専門職の配置義務があるにもかかわらず、都道府県等が主催する研修の機会も十分ではないのが実状です。

多様な課題に対応しうる専門性の高い人材を確保するため、都道府県においては、地域包括支援センターの職員に対する現任研修の充実が求められます。